

研究論文

共和国統合をめざす受入れ統合契約と移民への
フランス語教育の制度化について¹

西山 教行

キーワード：移民 移民統合政策 フランス語教育 受入れ統合契約 フランス

要 旨

本論文は、フランス政府が2007年より正式に導入した「受入れ統合契約」ならびに、この新たな統合装置とフランス語教育の関連を論ずる。移民の共和国統合を目的とする「受入れ統合契約」は、「押しつけられた移民」から「選択された移民」へと移民政策の転換に伴って策定された移民統合政策の成果の一つである。これは新たにフランスへの居住を求める移民に対して市民教育とフランス語の基礎能力を求めるもので、移民が十分なフランス語能力を持たない場合には、フランス語研修を義務づける。

この新たな移民統合政策は移民の社会統合を進める上である程度有効に機能しているようであるが、これまでの共和国統合の考え方に相反する視点が認められると共に、『ヨーロッパ言語共通参照枠』の共通参照レベルの一つを根拠とするにもかかわらず、単一言語主義的発想も認められる。

1. はじめに

フランスはこれまで移民を積極的に受入れ、移民は国家の構築に重要な役割を担ってきた。19世紀以降、1970年代まで移民政策は「同化政策」assimilationのもとに実施され、その後「編入政策」insertion、そして1980年代以降は多文化主義の影響のもとに「統合政策」intégrationへと政策原理を転換してきた(Noiriel 2007)。

まず移民政策の特徴となる「同化」と「編入」、「統合」の差異を明らかにしておきたい(Haut Conseil à l'Intégration 2003: 110-113)。「同化」とは生物学的含意を

有し、対象へと同一化し、もとの存在の特質を失わせてしまうもので、フランスでは過去の歴史において同化主義的植民地政策として展開してきた。これに対して「編入」とは、個人がある一定の社会的・経済的基準に達するよう個人を支援するにとどまる。ところが「統合」とはその存在を保ちながらも、他の存在になることを意味するもので、国レベルで見ると、フランスがヨーロッパに統合することによってもフランスであることをやめないように、移民は出身文化を保持しつつ、フランス社会へと統合するという考え方である。現在の統合政策のめざす共和国統合は出身国の文化を否定するような「民族的文化的統合」ではなく、「政治的統合」にある。「共和国統合」*intégration républicaine*には社会文化的側面と言語的側面があり、かつての同化政策はこの両局面において出身地の文化を否定していた。しかし、現在の統合政策は他者性の否定の上に成立するのではなく、人権と人間の尊厳を求める政治的統合を追求しており、ここに共和国統合という政治文化そのものの変化を認めることができる。

本稿は、フランスにおける近年の移民統合政策を「受入れ統合契約」*contrat d'accueil et d'intégration*（以下本稿ではCAIと略す）の制度化の視座より検証し、CAIの導入するフランス語教育政策の課題を検討し、言語教育と社会統合の関連を考究することから、まず共和国統合をめぐる主要な論点を整理し、CAIの前提を確認したい。

2006年5月には「移民および統合に関する法」が導入され、「押しつけられた移民」から「選択された移民」へと移民政策が変更された（高山2006）。そして移民の社会統合に関わる政策としてCAIが創設され、成人移民に対するフランス語教育が初めて法制化された。このような移民政策の変遷は、フランスがこれまでに経験した共和国統合の歴史と深い関わりがある。

共和国統合を推進する伝統的装置には、共和国の学校による共和主義教育、フランス語の習得、国籍の取得の三項目がある（*Direction de l'information légale et administrative* サイト）。フランスの国民統合の歴史は19世紀末の第三共和政の時代にさかのぼる。当時、フランスの国民すべてはフランス語話者ではなく、異言語のみを話すフランス人もいたため、フランス語による共和主義的な学校教育を通じてフランス語を話すフランス国民を形成することが課題だった。フェリー（*Jules Ferry* 1832-1893）の創設した「共和国の学校」とよばれる、無償・義務・非宗教的な小学校は、フランス語による識字能力を身につけて、社会的上昇を可能にする場であると共に、「自由・平等・友愛」という共和国の理念を身につけ、宗教にもとづかない道徳（忍耐力や、毅然とした心、優しさなど）を涵養する場でもあり、これにより共和主義的市民を養成する場であった（*Ferry* 1896）。このような学校教育は、プルターニユ地

方やバスク地方などに暮らすフランス国内の非フランス語話者を念頭に置いただけではなく、移民の子弟にも関わるもので、彼らは言語を始めとする文化的差異を認めない同化政策のもと、共和国の学校によって「同化」されていった (Calvet 1988)。

その後の20世紀後半のフランス語による共和国統合については、1992年に欧州評議会の提出した欧州地域語・少数語憲章がフランス社会に投げかけた課題をも考慮に入れる必要がある。フランス政府は1999年にこの憲章の署名を行ったものの、それを批准しておらず、フランスにおいて地域語・少数語は公的地位を有さない。政府はこの憲章並びに国内における英語の進捗に対する懸念から、1992年に憲法第2条を「共和国の言語はフランス語である」と改正した。その後1999年に憲法院は憲章の署名を承けて、その一項目が提示する公務における地域語の使用に問題があると考え、憲章の批准は違憲になるとの判断を下した。このため20世紀においてもフランス国内におけるフランス語の優位は揺らぐことはない。

2. フランスにおける移民の動態と現況

フランスにおける移民の統合問題を協議する統合高等評議会によると、「移民」immigréとは「外国において外国人として生まれ、この資格でフランスに入国し、永続的にフランス領土に居を定めようとする人」であり、これに対して「外国人」étrangerとは「フランス領土内においてフランス国籍を有せず、別の国籍を有するか、一切国籍を有しない（無国籍）人」を指す (Haut Conseil à l'Intégration サイト)。移民は、出生地と出生時の国籍という2つの条件に規定されるが、申請あるいは結婚によりフランス国籍を取得し、帰化する移民も少なくない。2005年の統計によれば、フランスの人口のうちフランス人は94.3%であり、外国人は5.7%およそ350万人を占める。フランス人の中でも「生まれながらのフランス人」は91%であり、「外国で生まれフランス国籍を取得したフランス人」が3.3%およそ200万人を占める。外国人については、「外国で生まれた外国人」が4.9%およそ300万人、「フランスで生まれた外国人」が0.8%にのぼる。この分類でも「外国で生まれフランス国籍を取得したフランス人」ならびに「外国で生まれた外国人」が移民に分類され、全人口の8.2%およそ500万人が在住するといわれている (Ministre de l'immigration, de l'intégration, de l'identité nationale et du développement solidaire サイト)。

移民の言語能力は社会生活を送るに十分であると考えられていない。1995年の調査によれば、フランスに居住する移民500万人の中でも、ニューカマーをのぞく定住

者の中で、およそ 140 万人はフランス語運用能力が不十分なことから、何らかの形でフランス語を学習する必要があると推定されている (Délégation générale à la langue française et aux langues de France 2005 : 38)。実際のところ、不十分なフランス語能力は就労の大きな障害となる。フランス人労働人口の 28% が非熟練労働に従事しているのに比べて、外国人労働人口はその 70% が非熟練労働に従事し、管理職については、フランス人労働人口の 13% が登用されているのに対して、外国人労働人口ではわずか 7% にすぎない。実際のところ、三人に一人の移民はフランス語の書記能力や口頭表現能力を十分に習得しておらず、移民の 46% はフランス語を正確に書けない。また 2001 年の統計によれば、この年、新たに入国した 14.1 万人の正規移民の内、10.7 万人 (75%) は EU 圏外の出身で、その内の 35% に言語研修が必要と推測されている。近年に増加するニューカマーは、その多くが家族呼び寄せ措置により入国する人々や庇護権の申請を求める人々であり、彼らは単純労働者ではない。またフランス語圏の出身であっても、彼らは農村部や恵まれていない社会階層出身のため出身国において十分な教育を受けておらず、かつての移民労働者にフランス語能力が乏しかったと同様に、彼らもフランス語能力が乏しい。

このような社会状況の下、移民のおよそ 40% が申請あるいは結婚によってフランス国籍を取得しているが、2003 年の統計によれば、それでも帰化申請者の 18%、およそ 3200 名は言語能力不足のため、申請が却下されている (Herbretreau, Capel-Dunn 2004)。フランス語の運用能力が不十分な移民は、生活に必要な情報の入手を家族や出身の言語文化共同体など第三者に依存せざるを得ず、自立的な社会生活を営むことが困難である。そのために出身民族の中で結束して生活を送ることとなり、これは特定民族集団のゲッター化につながり、いわゆる「共同体主義」を惹起しかねないと、フランス政府は危惧する。言い換えるならば、フランス語能力の有無こそが、フランス社会への統合に決定的な役割を果たし、「一にして不可分の共和国」を存続させるための不可欠の要因になる。

3. 受入れ統合契約 (CAI) とは何か

3.1. CAI の導入

2002 年に当時の共和国大統領は共和国統合のために新たな受入れモデルを策定することを提起し、これを受けて首相府は閣僚間統合委員会を 13 年ぶりに 2003 年に開催し、55 の行動計画を提示した (Premier Ministre 2003)。移民統合政策の全面的

な見直しは、移民がフランスの旧植民地からだけではなく、グローバル化の加速する中で世界各地より流入し定住化しているとの現状を踏まえたもので、これまでの移民統合政策が成果を上げていないとの総括に基づく。この行動計画は言語教育に関連したさまざまな施策を提案しており、なかでも第5項に提起されたCAIは共和国と移民の間の新たな契約として統合政策の中核となっている (idem : 5)。この決定を受けてCAIは2003年7月より12の県、2004年には26の県、2005年には61の県と段階的に導入され、2007年1月1日以降、海外県と海外準県をのぞく国内すべての県において義務化された。

3.2. 移民統合政策の沿革

CAIの管理運営は2002年の構想時より発展を示し、2009年3月以降「フランス移住・統合公社」Office Français de l'Immigration et de l'Intégration (OFII) が一元的に管理しているが、このような統合的移民政策は一日にできあがったのではない。そこでその沿革をたどり、移民統合政策の発展の中にCAIを位置づけたい(ACSÉサイト、OFIIサイト)。

これには大きく二つの流れがある。一つはヨーロッパからの移民の統合に起源を持つ組織であり、もう一つは植民地、とりわけアルジェリアからの移民労働者に関与してきた組織である。前者は、1926年設立の「移民援助社会福祉局」Service Social d'Aide aux Emigrants (SSAE) にさかのぼる。これは移民、とりわけヨーロッパからの亡命者がフランス本土に入国して以降の社会福祉に特化した組織で、民間の主導で進められたが、1932年に公用認定組織と定められ、1945年に設立された「国立移民公社」Office National de l'Immigration (ONI) に引き継がれる。この公社は第2次世界大戦後のフランス社会の復興に不可欠な移民労働者の確保を担当する組織であり、1988年に「国際移民公社」Office des Migrations Internationales (OMI) と改組し、近年は外国人や移民の行政手続きや健康診断などの受入れ業務を中心としていた。その後2003年のCAI導入にあたり、外国人受入れ部門が作られ、2005年に「国際移民公社」(OMI) は「国立外国人・移民受入れ庁」Agence Nationale d'Accueil des Étrangers et des Migrants (ANAEM) へと改組され、CAIの責任部局となる。

この一方で、アルジェリア戦争の時代以来、旧植民地からの移民の社会統合を進めてきた組織もある。1958年に「フランス本土に働くアルジェリアのムスリム労働者に向けた社会行動基金」Fonds d'Action Sociale pour les travailleurs musulmans d'Algérie en métropole (FAS algérien) が創設された。これは当時の植民地アル

ジェリアに対する社会経済発展計画の一環として設立されたもので、アルジェリア独立後、1964年には「外国人労働者社会行動基金」Fonds d'Action Sociale pour les travailleurs étrangers となり、アルジェリア人以外の外国人をも対象とし、医療分野並びに社会福祉に関与するようになった。1966年には「移住労働者社会行動基金」Fonds d'Action Sociale pour les travailleurs migrants に改組され、移民労働者ならびにそれに類似した社会層の人々を対象とすることになった。1983年には「移民労働者ならびに移住家族社会行動基金」Fonds d'Action Sociale pour les travailleurs immigrés et leurs familles に変更され、移民の社会編入の推進に努めるようになった。この時代から移民の出身集団の代表も理事会のメンバーとなり、組織運営の責任の一端を担うようになる。80年代後半から90年代にかけて、「社会行動基金」は移民労働者の社会編入と反差別運動の指針を明らかに打ち出し、2001年には「統合ならびに反差別のための行動支援基金」Fonds d'Action et de Soutien pour l'Intégration et la Lutte contre les Discriminations (FASILD) へと改組され、移民の社会統合ならびに人種差別に反対する目的がより鮮明になり、対象となる人々は国籍から見た移民にとどまらず、フランス国籍を持つ移民二世などにも及ぶことになった。さらにこれは2006年に「国立社会結束・機会均等庁」Agence Nationale de la Cohésion Sociale et l'Égalité de chances (ACSÉ) へと改組され、移民の受入れ事業は「国立外国人・移民受入れ庁」(ANAEM) へ移行された。「国立社会結束・機会均等庁」(ACSÉ) はこれまでの反差別の事業に加えて、識字教育や2005年の郊外の危機で大きな政治課題となった都市問題にも介入し、CAIの管理運営も新たな重要案件の一つである。そして2009年には「フランス移住・統合公社」(OFII) が設立され、「国立外国人・移民受入れ庁」(ANAEM)の事業を継承すると共に、「国立社会結束・機会均等庁」(ACSÉ)の一部の事業を統合し、これまで複数の組織にまたがっていた移民の受入れと社会統合という二つの移民統合政策の実施部局が一本化した。これはサルコジ政権下において「移民・統合・国民アイデンティティ・連帯発展省」Ministère de l'immigration, de l'intégration, de l'identité nationale et du développement solidaire が創設され、入国管理政策ならびに移民統合政策が統合されたことに対応している。

この一連の改組は、植民地政策並びに外国人政策の一環として策定された社会労働政策が、次第に移民とその家族の統合を包括的に取り扱う社会政策へ拡大と深化を遂げたことを示している。さらにサルコジ政権の提唱する選択的移民受入れという考え方が統合的移民政策を要求したためでもあるだろう。その中でCAIは移民統合の有力な装置の一つとして導入されたのである。

3.3. CAIの構成と課題について

次にCAIとはどのようなものか、その構成と課題を検討する。2009年現在、CAIは次の項目から構成され、署名者は次の研修などを受講する(ANAEM 2008)。1) 集団説明会への参加。ここでは、16分ほどのビデオ「ともにフランスに暮らす」*Vivre ensemble en France*を視聴し、CAIならびにフランス共和国全般について学習する。このビデオは移民の理解できる10言語(フランス語、英語、中国語、トルコ語、スペイン語、アラビア語、カビリア語、ロシア語、ポルトガル語、ボスニア・クロアチア・セルビア語)で提供されている。2) 個人面談。ここではフランス移住・統合公社の担当者がCAIの詳細を説明し、個人のニーズを判断し、雇用・社会結束・住宅省の省令に基づくテストによりフランス語能力を測定し、必要であればフランス語研修の必要な時間数を要求し、また場合によっては語学研修免除証明書 *Attestation ministérielle de dispense de formation linguistique* を発行し、またソーシャルワーカーとの就労に関する面談を設定し、市民教育や言語教育、フランス生活情報説明会の日程を定める。3) 市民教育。ここでは、共和国の原理や価値観、とりわけ男女平等やライシテ(非宗教性の原理)、市民の義務と権利を移民の理解できる言語で学ぶ。上述の10言語によるサービスが提供され、この研修は一日をかけて行われる。4) フランス語研修。フランス語能力が不十分だと判断された移民は1年以内に100時間から400時間を上限としてフランス語研修を受講する。5) フランス生活情報。フランス社会の仕組み、とりわけ医療、社会保障、学校制度、庇護制度、職業研修、雇用、住居などについての情報が周知される。この説明会がフランス移住・統合公社事務所で実施される場合は1時間、当局の委託した機関で行われる場合は6時間が当てられ、移民の理解できる前述の10言語で行われる。6) ソシャルワーカーとの面談。就労による社会統合の可能性が検討される。これら一連の面談などの費用は無償である。

この研修などで興味深い点は市民教育と言語教育にある。ビデオと市民教育の講義は、フランスの社会制度、CAI、フランス語学習の意義、帰化、職業生活、家庭生活、学校生活、医療、社会福祉の紹介に向けられている。なかでも共和国の原理を構築する男女同権や、義務で無償の教育、ライシテ(非宗教性の原理)などは重要な学習項目となっており、CAIの署名者がこれらの政治文化とは異なる文脈から来た人々であることを暗示している。

3.4. CAIの署名者について

CAIの署名は2007年から義務化され、2008年の統計によると、2003年の試験的

導入から 2007 年末までに 31 万人あまりが CAI の契約を行った。そこで署名者の属性を検討し、成人移民へのフランス語教育の対象者の特性を明らかにしたい (Direction de l'Accueil et de l'Intégration 2008 : 5)。

CAI の署名が義務となっている対象は次の 4 者に分類される。1) 正規労働者、2) 家族呼び寄せにより入国した 16 歳以上の人、3) フランス人家族の一員 (配偶者、成人の子ども、子孫、フランス人の子どもの両親)。つまり CAI の対象者は、フランス語の習得が保証されておらず、高い技能を持たずに、永続的居住を希望する人間となる。

この一方で、次のカテゴリーの人々は CAI の署名が免除されている。1) 欧州連合ならびに欧州経済空間、スイスの出身者、2) 一時的滞在の外国人、すなわち在外勤務にある給与生活者およびその家族、3) 「能力と技能」と記載されている滞在許可証の所持者およびその家族、4) 学生、5) 季節労働者、6) 在外のフランス中等教育学校で少なくとも 3 年間修学した外国人。これらの人々は、ヨーロッパ人、一時滞在者、すでにフランス語を習得した人、およびフランス政府が高い技能や能力を持つと認定した人であり、すでに社会統合をしているか、社会統合の必要がないとみなされている人々である。

CAI の署名者の中で女性は 54% に当たり、平均年齢は 31 歳と若い。契約者の出身地は、マグレブが 43% (アルジェリア 21.8%、モロッコ 15.5%、チュニジア 6.8%)、トルコ 6.3%、コンゴならびにコートジボワール、カメルーン、マリ、セネガルなどサハラ以南アフリカの旧植民地からの移民が 14.8% を占め、ロシアを含む旧ソ連が 4.4%、そして中国が著しい伸びを示し 3.2% となっている。

CAI 署名者の中で言語研修が必要と判定された者は全体の 25% に及び、その中で女性は 64% を占める (idem : 27)。言語研修受講者の年齢は 26 歳から 40 歳の者が 48% を占め、また彼らの半数 (50.9%) が中等教育を受け、高等教育を受けた者も 14.6% いる。出身国ではトルコが受講者数並びに、受講時間でも多い。

さらにフランス語研修を必要とする人々の比率は移民の居住地により異なっており (idem : 28)、移民の出身国と移住地の選択との間に密接な関係のあることを裏付けている。フランス東部のジュラ県、モーゼル県、オー・ザルプ県などではフランス語研修を必要とする CAI 署名者が 50% を越えているが、これは、彼らの多くがフランス語圏に属さないトルコ出身であることに起因している。また南部については、フランス語圏であるマグレブ三国、アルジェリア、モロッコ、チュニジアからの移民が大半であるものの、移民の多くは修学期間も短く、フランス語を習得していないため、フ

ランス語研修の受講者が多い。このほかにも全国平均を超える県は、パリ近郊のセーヌ・サン・ドゥニ県、オー・ド・セーヌ県などであり、首都圏に移民が多く居住する現実を伝えている。

さまざまな統計や面談から次のようないくつかの結果が読み取れる (Régnard 2008 : 3)。女性の署名者はフランス語学習の希望を伝えるのに対し、男性はより総合的な統合の希望を伝えている。これは男性が職業生活を通じた社会統合の希望を持っているのに対し、女性はフランス語学習が社会統合の基盤と考え、必ずしも職業生活を送ることを前提としていないことを意味する。さらにアルジェリア人は社会統合の意欲を強く持っているにもかかわらず、フランス語教育にあまり関心を示していないが、それは彼らがすでに本国での教育などを通じてフランス語をある程度習得していることに関連するのだろう。フランスへの永続的滞在を希望する署名者はCAIの導入に伴う新たな移民統合政策全般を好意的に受け止め、フランス語の学習をフランス政府による強制的同化と考える声は見あたらないようだ。

4. フランス語研修について

フランス語能力と社会統合には、どのような関連があると考えられているのだろうか。CAIの案内は次のように社会統合へ向けたフランス語能力の必要性を訴えている。

「ある国に居住するにあたり、そこできちんと生活を送るにはその国の言語を学ぶことが不可欠です。

フランス語の知識は統合に当たっての第一歩です。手続きを進め、新しい社会環境や家庭環境、文化に最適の対応をするための重要な鍵です。また仕事を見つけ、キャリアを高めるだけではなく、市民権を容易に獲得する上での重要な鍵でもあります。」 (ANANEM 2008 : 14)

フランス語は社会統合だけではなく、職業生活、そして帰化に結びつく価値があるとして、フランス語学習の意義を説いている。このような観点から、CAIに署名した移民は、居住地に便利な研修センターにおいてフランス語研修を署名後1年以内に受講しなくてはならない。この研修は、フランス移住・統合公社が公開入札によって委託したさまざまな語学センターで実施されている。契約時に設定された1年の期間内で修了できない場合、研修期間の延長が認められるが、この延長は1年を超えること

ができない。フランス語研修の受講は無償で、研修者（移民）の義務であり、受講状況、すなわち出欠や、場合によって研修の放棄は事業を管轄するフランス移住・統合公社に報告される。この受講義務を怠ると、知事はCAIの終了を通知し、原則として1年の期限内で交付される一時的滞在許可証の更新を拒否し、10年期限の居住許可証の発行を行わないこともある。実際、2007年より知事は滞在許可証の第1回更新に当たっては、CAIの遵守を必ず考慮することとなった。さらに10年間の居住許可証は、共和国統合を基準として交付され、その基準の一つが「フランス語入門免状」Diplôme initial de langue française (DILF)の取得であり(Cochy 2007)、フランス語研修の最終段階はこの取得に当てられる。この試験の受験は一度に限り国家負担であり、再試験の場合、受講者負担となる。つまり、1年以上の滞在を希望する移民は、フランス語研修を必要としない言語能力を持つか、さもなければ研修を受け、「フランス語入門免状」の取得が不可欠になる。

CAIが導入されるまで、このような統合政策は全く行われなかったわけでもない。社会問題・雇用・連帯省は移民に対して「語学能力証明書」attestation ministérielle de compétences linguistiques (AMCL)を発行してきた。この証明書を取得した移民は、国籍の取得申請に当たって県庁で実施される「日常生活を一人で行うための言語能力試験」を免除される。しかし、これは教育を管轄しない官庁の発行する証明書であることから、国民教育省の発行する免状に劣るものと見なされてきた(Capel-Dunn 2003)。そこでCAIの導入にあたり、国民教育省は新たにフランス語入門免状を創設したのである。これは、国民教育省が1985年以来、外国人フランス語学習者に実施してきた「フランス語学習免状」Diplôme d'études en langue française (DELF)、「フランス語上級研修免状」Diplôme approfondi de langue française (DALF)に接続する、最も易しいレベルに位置づけられる。この新しい免状は移民のみを対象としたものではなく、CAIに署名したニューカマー、CAIに署名をしていないもののフランスに長く居住する外国人、および非フランス語話者のフランス人も対象としている。この一連のフランス語免状は、欧州評議会の策定した『ヨーロッパ共通参照枠』*Le Cadre européen commun de référence*の「共通参照レベル」に準拠しており、なかでも「フランス語入門免状」はこの目的で新設されたレベルであるA1.1に位置している。「共通参照レベル」は学習者の言語能力を上級、中級、初級レベルに区分するもので、それぞれが2段階に区分され、全体は6段階に区分されている。A1がその最も易しい段階であるが、「フランス語入門免状」はそれよりも易しいA1.1に位置づけられている。フランス政府が移民の社会統合に必要な言語能力を、口

頭能力を中心としてA1.1と規定する理由は、フランス政府が帰化の条件に高い言語能力を要求していないためであろう。2003年11月26日付民法典第21条24項は国籍の取得を次のように規定する。

いかなる者も、その立場に応じた、フランス語ならびにフランス国籍の付与する権利と義務についての十分な知識によって、フランス社会への同化を証明しなければ、帰化は行われぬ。

ここで「同化」という用語が使用されているが、これはかつての同化政策を喚起するものではない。「同化されていない」状態とは、フランス語が日常的に使用できないこと、あるいは一夫多妻制のように、フランスの婚姻制度と合致しない地位を享受している場合に限られ、他の社会文化的要件は関係しない(Haut Conseil à l'Intégration サイト)。とはいえフランス語の「十分な知識」とは何か、その具体的要件は一切明示されていない。これには、フランス国籍の取得はヨーロッパ各国の中でも比較的緩やかであり、それが共和主義の伝統であるとの見解に加えて(中谷2006)、フランス領土内が完全にフランス語化されていないという事情も関与している。そのもっとも顕著な例は、フランスの海外準県であり、2011年にはフランスの海外県として編入される予定のマイヨットであろう。マダガスカルに隣接するこの島は、19世紀以降のフランス植民地時代などを通じてフランス語との浅からぬ関係があるのだが、およそ住民の60%がフランス語を話せないと考えられている(Cerquiglini 2003: 308)。このようにフランスの領土内であっても、フランス語が完全に普及していない現状を顧みると、国籍の取得にあたり言語条件を強化することは現実的ではなく、整合性を欠くことになる。

その一方でヨーロッパ諸国は移民の社会編入にさまざまなレベルの言語能力を求めている(Délégation générale à la langue française et aux langues de France 2005)。ドイツとデンマークは、共通参照レベルでB1という最も高いレベルを求め、オランダはおよそA2のレベル、そのほかのヨーロッパ諸国はおおむねA1のレベルを求めている。

規定のレベルに到達するために必要な時間の考え方にも各国でさまざまな立場が認められる。オーストリアはA1までの学習時間を100時間と規定し、一方ドイツはB1までに630時間を想定している。デンマークでは書記能力についてB1、口頭能力についてB2のレベルに到達するため、移民のレベルに応じて340時間から2000時

間を想定している。スペインとイギリスは移民の到達目標や研修に必要な時間を定めていない。

経費についての考え方もさまざまである。オーストリアでは一人あたり 182 ユーロを上限として、200 ユーロから 1000 ユーロ以内の研修費用について、18 ヶ月の間、国が経費の半額を負担する。ドイツの研修費用は 1600 ユーロに上るが、このうち 630 ユーロを上限としてその一部が移民の本人負担となる。デンマークでは移民一人あたりの年間研修費用が 1600 ユーロであり、これはすべて国庫負担となっている。オランダでは移民統合言語試験に合格したときに、研修費用の一部を払い戻す方式となっている。

言語能力の評価認定も国によりさまざまである。フランスでは国が評価認定を行うのに対し、ドイツではゲーテ・インスティテュートが実施する。オーストリアでは試験そのものが存在せず、教師が移民の言語レベルを測定する。イギリスでは現在標準化の試みが進められており、オランダでは中央統制が進み、全国委員会が試験の実施を統括している。

5. 結論と展望

本稿は、共和国統合を目的とする CAI を移民統合政策の制度化の視座より検討し、移民向けフランス語政策と共和国統合の関連を考察した。これまでは、10 年間フランスで社会生活を送ってきた、すなわちある程度のフランス社会への統合を進めてきたという実績に基づいて、滞在資格の正規化が行われてきたが、CAI の導入以降、移民はあらかじめフランス社会に統合する意志を示し、それを証明しなければフランス社会に滞在することはできない。その意思は、フランス語能力の有無、ならびに学習意欲や成果との関係で判断される。この政策はこれまでの社会統合の考え方と対立し、サルコジ政権が導入した「選択された移民」政策を反映するもので、当事者にフランス社会への具体的な統合意思を強く求めるものとなっている。

この一方で、これまで成人移民への言語教育は非営利団体の善意に支えられた任意の支援活動にとどまってきたことから、移民の人権の一部である言語権を擁護するという立場から見ると、成人移民教育の制度化には意義が認められる。とはいえ、彼らに求められる言語能力レベル、言い換えるとフランス政府が公費により確保する言語能力レベルは A1.1 とヨーロッパ諸国の中でも明らかに低く、これはサバイバルを可能とするレベルであるとはいえ、必ずしも就労を可能にするものではない。この措置

は、共和主義のこれまでの伝統が共和主義という政治理念への賛同を求めるものであったが、事前に言語能力を求めなかった政治文化と関連している。その結果、共和国統合の結実としての帰化においても高いフランス語能力を求めることはなかった。これまでの同化主義的移民政策は時間をかけながらも、ある程度機能し、移民は社会編入をする中でフランス語能力を身につけ、社会統合を進めていったのであれば(Todd 1994)、CAIはこれまでの政策とは必ずしも一致しないことから、グローバル化のもたらす移民の波はこれまでにフランスの経験した移民の流入と異なる性質のものだとの判断に基づくことになる。

また『ヨーロッパ言語共通参照枠』の提示する「共通参照レベル」を移民抑制の装置に活用することについては、それが欧州評議会の進めてきた複言語主義からの逸脱だと断ずることはできないにしても、『ヨーロッパ言語共通参照枠』の予期せぬ利用法であるといえよう。民主主義の促進や人権の擁護を理念に掲げる欧州評議会の言語教育政策の成果が、人間の自由な移動を抑制する装置として働いているならば、これは『ヨーロッパ言語共通参照枠』がダブルバインドに陥りつつある証ではないか。すなわち、ヨーロッパ域内に対して『ヨーロッパ言語共通参照枠』は人材の流動性を支援する装置である一方で、ヨーロッパ域外からの人材の流入についてはむしろそれを抑制する装置となっているのではないか。

さらにCAI全般を通じて複言語主義からの発想はほとんど見あたらない。フランス政府は欧州連合並びに欧州評議会の重要な加盟国として多言語主義や複言語主義を推進する態度を表明しているが、移民統合政策についてはフランス語教育という単一言語主義の論理を貫き、移民の持つ母語やその他の言語資源の承認や活用を視野に入れていない。確かに多言語主義や複言語主義は外務省や国民教育省の管轄にあり、CAIは移民・統合・国民アイデンティティ・連帯発展省や都市問題担当省の管轄下でそれぞれ異なる省益を代表している。しかしここには言語政策をめぐる齟齬が認められるのではないだろうか。

最後に、この言語政策はフランス一国の事例にとどまり、日本社会への裨益は限定的だろうか。日本も近い将来にはヨーロッパのような移民型社会となるのだから、先行諸国の事例を広く収集し、その可否を分析する必要があるのと一般論は当然のことだが、実のところそれ以上に踏み込んだ参照例がすでに顕在化している(鈴木2008)。

2008年5月1日の外務省大臣会見記録によると(外務省2008)、外務省と法務省は「在留資格の審査あるいは入国審査で日本語能力を重視するという方向で検討しよう」と作業を進めている。当時の外務大臣によれば、出入国政策と言語能力の連動は

「すでに日本国内にいる人たちが、長くいられるように積極的に日本語を学んでよりよい生活ができるように」との点で、また「将来日本に来たいという人たちが日本語を学べば日本に行ける」との点で、日本語学習の動機付けになっているとしている。これはCAIに統合された言語能力資格との連動に着想を得た考え方であり、日本政府がヨーロッパの移民統合政策を具体的に参照した例と言える。この新たな移民統合政策は2010年現在のところ、まだ実施に移されていないが、近い将来の導入が予想されるのであれば、フランスの事例は日本の成否を占う上でも重要な先行案件となる。CAIは共和国統合への強い政治的意思の成果と言えるのだが、日本社会はそのような政治的意思を有しているのか、またそれを社会が望んでいるのか、今後の議論の展開を注意深く見守る必要がある。

注

- 1) 本稿は、日本学術振興会科学研究費補助金（課題番号：20401024）「アジア・ヨーロッパにおける移住者と受け入れ住民の共通言語教育研究の構築」（代表：松岡洋子）の研究成果の一部である。

参考文献

- Agence Nationale de la Cohésion Sociale et l'Égalité de chances (ACSÉ) サイト
<http://www.lacse.fr/dispatch.do?sid=site> (2010年2月25日確認)
- Agence nationale de l'accueil des étrangers et des migrations (ANAEM) (2008),
Vivre en France, livret d'accueil.
- Calvet, Louis-Jean (1988 [1974]), *Linguistique et colonialisme : petit traité de glottophagie*, Paris, Payot, 248 p. (砂野幸稔 訳 [2006], 『言語学と植民地主義』, 三元社, 280 p + XXII.)
- Cerquiglini, Bernard (2003), *Les Langues de France*, Paris, Presses Universitaires de France, 446 p.
- Cochy, Cécile (2007), « Création du DILF », *La lettre de la Direction de la Population et des Migrations*, n. 65, p. 2.
- Capel-Dunn, Julia (2003), « L'apprentissage de la langue française : une priorité gouvernementale », *La lettre de la Direction de la Population et des Migrations*, n. 55.
- Délégation générale à la langue française et aux langues de France (2005), *L'intégration*

linguistique des migrants adultes, Rencontre 26/27-09-05.

Direction de l'Accueil et de l'Intégration (2008), *Le Contrat d'Accueil et d'Intégration en 2007*, Agence nationale de l'accueil des étrangers et des migrations (ANAEM)

Direction de l'information légale et administrative サイト <http://www.vie-publique.fr/decouverte-institutions/citoyen/enjeux/crise-citoyennete/integration-republicaine-fonctionne-t-elle-encore-face-diversite-culturelle.html> (2010年2月25日確認)

Ferry, Jules (1896), « Circulaire connue sous le nom de “Lettre aux instituteurs”, 17 novembre 1883 », *Discours et opinions de Jules Ferry, IV*, Paris, Armand Colin et Cie, pp. 259-267.

Haut Conseil à l'Intégration サイト <http://www.hci.gouv.fr/> (2010年2月25日確認)

Haut Conseil à l'Intégration (2003), *Le Contrat et l'Intégration, rapport à Monsieur le Premier Ministre*, 163 p.

Herbretreau, Isabelle, Capel-Dunn, Julia (2004), « Dispositif spécifique de formation linguistique en faveur des candidats à la naturalisation », *La lettre de la Direction de la Population et des Migrations*, n. 57.

Ministre de l'immigration, de l'intégration, de l'identité nationale et du développement solidaire サイト <http://immigration.gouv.fr/> (2010年2月25日確認)

Noiriel, Gérard (2007), *Immigration, antisémitisme et racisme en France (XIX^e – XX^e siècle) ; discours publics, humiliations privées*, Paris, Fayard, 717 p.

Office français de l'immigration et de l'intégration (OFII) サイト <http://www.ofii.fr/default.php3> (2010年2月25日確認)

Premier Ministre (2003), *Comité interministériel à l'intégration, 10 avril 2003*.

Régnard, Corinne (2008), « Profils des migrants accueillis dans le cadre du dispositif public en 2008 », *Infos migrations, études*, n. 5

Todd, Emmanuel (1994), *Le destin des immigrés : assimilation et ségrégation dans les démocraties occidentales*, Paris, Seuil, 398 p. (石崎晴己・東松秀雄 訳 [1999] 『移民の運命：同化か隔離か』藤原書店, 611 p.)

外務省 (2008), 「外務大臣会見記録・入国・在留手続きにおける日本語能力の考慮」
http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/kaiken/gaisho/g_0805.html#1-A

鈴木尊紘 (2008), 「フランスにおける 2007 年移民法—フランス語習得義務から DNA 鑑定まで—」『外国の立法』 n. 237 14-35.

高山直也 (2006)、「フランスにおける不法移民対策と社会統合」、『外国の立法』 n. 230 72-90.

中谷真憲 (2006)、「フランスにおける移民の社会統合と共和国理念」、河原祐馬・植村和秀編『外国人参政権問題の国際比較』 昭和堂 40-43.

(京都大学)